

今後のスケジュール(案)

第1回小児慢性特定
疾病検討委員会
(令和5年12月27
日)

・小児慢性特定疾病の追加に係る検討の進め方等に関する議論



(新規追加疾病について研究班・関係学会へ情報提供を依頼)



第2回小児慢性特定
疾病検討委員会～

・小児慢性特定疾病の対象疾病追加に関する審議(3～4回程度を予定)



・パブリックコメント、社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会に
おける審議への報告
・告示^(※)改正

(※)児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号)